



川崎南支部だより

第523号 (令和元年11月発行)

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-MAIL kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

第78回 全国産業安全衛生大会 2019 in 京都

令和元年度(第78回)全国産業安全衛生大会が10月23日(水)から25日(金)の日程で京都市に於いて始めて、テーマを「平安の思いを込めた京の地で新たに誓う安全と健康」と題して、全国から多数の安全衛生関係者の参加のもと開催されました。

初日の総合集会では、初めに、労働災害、豪雨、台風地震など、たび重なる自然災害で不幸にして命をなくされた方々の冥福を祈り、参加者全員で黙祷が捧げられました。

開会式では、主催者代表による開会の辞、大会式辞に続いて、厚生労働大臣(代)、開催地の京都府知事、京都市長などの祝辞、さらに(公社)京都労働基準会会長のご挨拶があり、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えてスポーツ長官鈴木大地様のビデオメッセージがあり、開会式を終了しました。

開会式に引き続き、産業界における労働安全衛生活動その他に多大な貢献をされた皆さまに対し、中災防会長賞(2社)、顕功賞(3名)、緑十字賞(91名)の表彰式が行われました。川崎南支部関係の事業所から、(株)東芝 小向事業所の佐々木彰様とJFEスチール(株)の山岸新一様と同じく田中政子様は緑十字賞を受賞されました。

第1部の最後は、「令和の時代がスタートし、労働災害のない安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。千年の歴史・伝統と先端・革新を融合

した、ここ「京都」で開催される本大会は、企業の垣根を越えて情報提供や学習、異業種交流を行う場である。ここに、労働災害による犠牲者をこれ以上出さな

いという決意を新たにし、全ての関係者が一丸となって、「労働災害防止の取り組むことを誓う」との大会宣言があり全員一致で採択されました。

第2部では、厚生労働省労働基準局の安全衛生部長より、「労働衛生行政の動向」と題して講演がありました。労働災害の動向、第十三次労働災害防止計画、労安法改定、働き方改革関連法案等の説明でした。

死亡災害は3年連続で1,000名を下回りましたが前年に比べ増加し、死傷者数は第三次産業をはじめ増加傾向が続いている。

・死亡災害重点:建設業、製造業、林業
・死傷重点:陸上貨物運送業、社会福祉施設、小売業・飲食店
・重点:「熱中症」、「化学物質」、「メンタルヘルス」。

休憩をはさみ、「おかあちゃんからもろた言葉 -NHK連続テレビ小説『カーネーション』から-」と題して、JUNKOKOSHINO(株)のデザイナーコシノジュンコ氏による特別講演がありました。



会場での集合写真

<内容概略>

デザイナーとして成長する中で、噴気のきっかけや支えとなってくれた母・綾子さんの言葉を振り返り、失敗をチャンスに変えてきた“世界のJUNKOKOSHINO”が進む道についてを話されました。

2日目・3日目は、労働災害防止に関連するテーマ毎に6会場、15分科会に別れ、マネジメントシステム・リスクアセスメント、安全管理活動、機械・設備等の安全等、全国の団体、企業等から230題以上の事例・研究発表、シンポジウム、パネルディスカッションが開催されました。参加者個人の希望するプログラムを多くの関係者が公聴されていました。

川崎南支部の加盟会社からは1社1事例の報告、又神奈川労務安全衛生協会(委員会)より1件の報告がなされました。

全ての関係者が心を新たにし、安全・健康・快適職場を目指して英知と力を結集し、全力で邁進する事を誓った有意義な大会でした。

(記 広報委員)

事業主の皆さま、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま

パートタイム・有期雇用労働法が 施行されます 正社員と非正規社員の間 不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働者^{※1}や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」)に変わります。

改正のポイント

非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者^{※2})について、以下の1~3を統一的に整備します。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができます。事業主は、非正規社員から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

3 行政による事業主への助言・指導等や 裁判外紛争解決手続(行政ADR)^{※3}の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

※2 派遣労働者についても、改正後の労働者派遣法により、上記1~3が整備されます。
※3 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

1 不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」を法律に整備します。

| | |
|---|--|
| 均衡待遇規定<法第8条> (不合理な待遇差の禁止) | ①職務内容 ^{※4} 、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの |
| 均等待遇規定<法第9条> (差別的取扱いの禁止) | ①職務内容 ^{※4} 、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの ※4 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。 |

- ① 均衡待遇規定について、個々の待遇^{※5}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。<法第8条>
※5 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など
- ② 均等待遇規定について、新たに有期雇用労働者も対象とする。<法第9条>
- ③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、ガイドライン(指針)を策定。<法第15条>

【改正前→改正後】○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

| | パート | 有期 | 派遣 |
|------------|-------|-------|--------------|
| 均衡待遇規定 | ○ → ◎ | ○ → ◎ | ① △ → ○+労使協定 |
| 均等待遇規定 | ○ → ○ | × → ○ | ② × → ○+労使協定 |
| ガイドライン(指針) | × → ○ | × → ○ | ③ × → ○ |

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規社員は、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主に対して説明を求めることができるようになります。

- ① 有期雇用労働者に対する、雇用管理上の措置の内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。<法第14条第1項、第2項>
- ② パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合、正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務を創設。<法第14条第2項>
- ③ 説明を求めた労働者に対する不利益取扱い禁止規定を創設。<法第14条第3項>

【改正前→改正後】○：規定あり ×：規定なし

| | パート | 有期 | 派遣 |
|------------------------------------|-------|-------|---------|
| 雇用管理上の措置の ^{※6} 説明義務(雇入れ時) | ○ → ○ | × → ○ | ○ → ○ |
| 待遇決定に際しての考慮事項の説明義務(求めがあった場合) | ○ → ○ | × → ○ | ○ → ○ |
| 待遇差の内容・理由の説明義務(求めがあった場合) | × → ○ | × → ○ | ② × → ○ |
| 不利益取扱いの禁止 | × → ○ | × → ○ | ③ × → ○ |

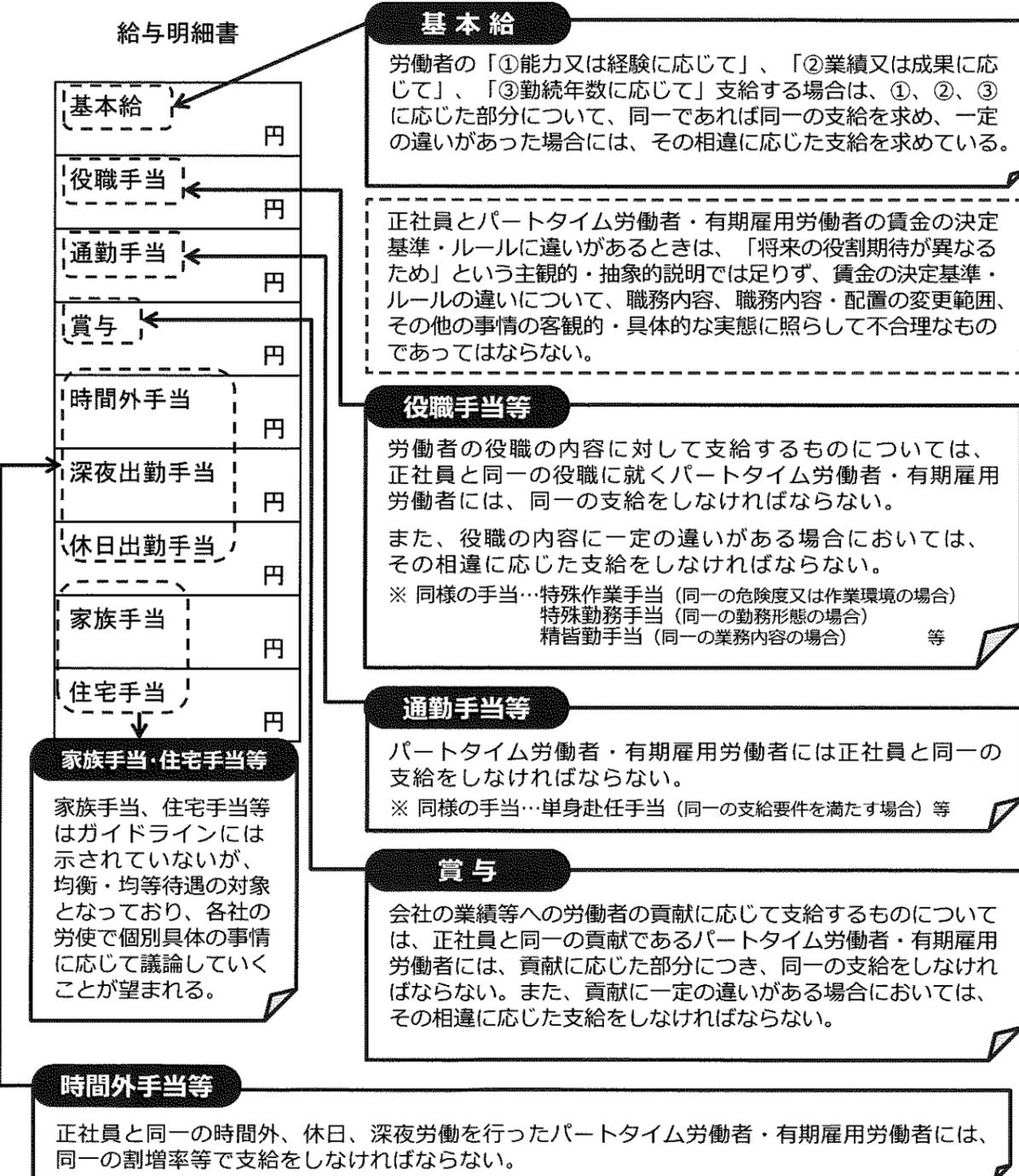
※6 賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用など

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

(詳しくはこちら) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

《令和元年度神奈川労務安全衛生大会》開催

主催 (公社)神奈川労務安全衛生協会



署長・支部長・副支部長を交えての記念写真(敬称略)
左から堀内副支部長、戸支部長、濱田、横山、園部、鹿島署長

11月7日(木)海老名市「レンブラントホテル海老名」において、令和元年度「神奈川労務安全衛生大会」が開催されました。

【第一部：表彰式】

大会の冒頭に、労働災害また自然災害等で不幸にして尊い命をなくされた方々へ哀悼の意を表し、全員で黙祷を捧げ、災害撲滅への誓いを新たにしました。その後、調枝会長より「開会挨拶」が行われ、続いて公務により欠席されている神奈川労働局長からの祝辞を吉谷労働基準部長が代読され、その後、他ご来賓の皆様より暖かいご祝辞を頂きました。

続いて令和元年度労務安全衛生功労賞並びに支部別安全競争上位入賞の表彰式が行われました。川崎南支部からは別記の5名の方々が受賞されました。心よりお慶び申し上げます。また、支部別安全競争では、川崎北支部が優勝されました。川崎南支部関係事業場におかれましても、今後とも労働災害統計の提出のご協力をお願いいたします。各表彰が終わり、厚木支部の片山支部長より大会宣言が読

み上げられました。「神奈川県内の景気は緩やかに回復し、雇用情勢も改善している状況ではあるが、事業場の人手不足が顕著となり、健康障害や労働災害発生のリスクが懸念されている。また、働き方改革推進の目的で

改正労働基準法及び改正労働安全衛生法が施行されたが、各事業場においては、長時間労働を削減し産業保健機能の強化等を図るなど過重労働による健康障害防止やメンタルヘルス対策等の健康確保対策を積極的に取り組むことが求められている。職場の宝である従業員一人ひとり、その家族を悲しませる災害があってはならないのは皆様に共通の思いである。働くすべての人々が安心して健康に働くことができる社会を実現するため「未来につなぐ安全文化 みんなで築く健康職場」をスローガンとして、産業・企業の健全な旗印を高らかに掲げて、各事業場の英知と総力を集結することをここに誓う」と宣言されました。

最後に、神奈川労務安全衛生協会の松木副会長よりの「閉会の辞」で第一部が終了となりました。

【第二部：特別講演】

第二部の特別講演では、アトランタ、シドニー、アテネ、北京、リオパラリンピック連続出場の水泳種目 金メダリストの成田真由美氏より「THE パラリンピック」と題しての講演がありました。現在、来年3月に行われる東京パラリンピック選考会に向けて猛特訓のお忙しいなかで貴重なお話を頂きました。



特別講演の成田真由美氏

障害を持った事で命の尊さを知り、今では障害を持った事に感謝し、障害により脚が動かない分「人の心を動かす」活動をして行きたいとお話されておりました。

(広報委員記)

【労務安全衛生功労賞】川崎南支部受賞者(敬称略、順不同)

川崎南支部からの推薦

- 園部 友子 味の素(株)川崎事業所
- 四ツ車 操 (株)デイ・シイ川崎工場
- 濱田 一彦 日本鑄造(株)川崎工場
- 横山 栄作 日本乳化剤(株)
- 藤田 一之 旭化成(株)製造総括本部川崎製造所

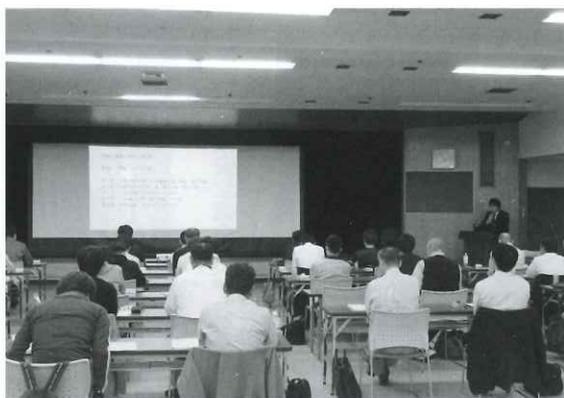
非定常作業災害防止対策研修会

10月28日(月)川崎市教育文化会館において「非定常作業災害防止対策研修会」を開催し、23社49名の方が受講されました。この研修会は、秋の定期修理や大規模工事を迎える時期に入る前に、各種工事に起因する災害を防止する目的で、防爆部会が毎年開催しています。研修内容は防爆部会員が手作り資料を用いて講師を務め、内容は事故事例と対策を取り入れた身近なものになっています。

研修会の内容は毎年変えていますが、今回は火気使用作業をメインのテーマとして開催しました。



研修会では始めに部会幹事が「非定常作業の安全管理」「非定常作業での災害事例とその教訓」と題して、事故事例の情報源として種々のデータベースを紹介し、典型的な事例ごとに事故状況、原因、対策を簡潔に説明し、最新の安衛則、ガイドライン等について紹介しました。次に「危険物等事故事例に学ぶ」と題し、川崎市消防局予防部危険物課規制係の岡本嘉之氏から今回の台風被害や大雨被害に関し、危険物製造所等における風水被害対策の留意事項等について事故事例と危険物等をより安全に使用するためのノウハウと、経験に照らして説明していただき、また危険物製造所等における火気使用工事の安全対策等も説明いただきました。最後に「労働安全衛生法における火災等の



対策について」と題して川崎南労働基準監督署から労働安全衛生法の内容について説明がありました。

防爆部会が開催する研修会は、部会の幹事が全員コンビナート事業所の従業員であることもあり、危険物等の取扱いが多く、火気使用作業等、この点に焦点を当てた内容で、開催のタイミングを含め今回の研修は受講者にとって参考になったであろうと思います。

(防爆部会)

川崎南支部行事予定

| 開催日 | 曜日 | 開催時間 | 内容 | 開催場所 | 募集人員 |
|--------------|-----|-------|------------|-----------|------|
| 令和2年12月4・5日 | 水・木 | 09:15 | 職長教育 | 川崎市教育文化会館 | 80名 |
| 令和2年1月23・24日 | 木・金 | 10:00 | 安全管理者選任時研修 | 川崎市教育文化会館 | 80名 |
| 令和2年1月29日 | 水 | 12:45 | 安全祈願祭 | 稲毛神社 | 役員 |
| 〃 | 水 | 13:30 | 経営者セミナー | 川崎日航ホテル | 100名 |
| 〃 | 水 | 17:15 | 新年賀詞交換会 | 川崎日航ホテル | 100名 |

新規加入事業場紹介

2019年10月以降に加入されました事業場は次の通りです。今後のご協力をお願いいたします。(敬称略)

| 事業場名 | 所在地 | 代表者名 | 会員数 | 電話番号 |
|----------------|----------------|-------|-----|--------------|
| 神奈川東部ヤクルト販売(株) | 川崎市川崎区田島町10-13 | 前田 典人 | 193 | 044-766-8960 |